

# 軽度者の必要となる福祉用具貸与に関する届出

年 月 日

磐田市長

居宅介護(介護予防)支援事業所名

住 所

代 表 者

電話番号

ケマネ氏名(自筆)

次に記載の被保険者に対して福祉用具が必要ですので、次のとおり届出します。

被保険者	氏名 住所	生年月日 電話番号	年 月 日
被保険者番号			
介護認定状況	認定区分	有効期間	年 月 日から 年 月 日
必要となる事例類型	I 状態の変化	II 急性増悪	III 医師の判断
必要となる福祉用具			
必要となる疾病や受給者の状態等の内容 (概略)			
添付書類	<p>1. 【要介護者】</p> <p>居宅サービス計画書 第1～4表 <input type="checkbox"/></p> <p>【要支援者】</p> <p>介護予防サービス・支援計画書 <input type="checkbox"/></p> <p>介護予防支援経過記録(サービス担当者会議の要点を含む) <input type="checkbox"/></p> <p>2. 医学的所見を確認できる書類</p> <p>(1) 主治医意見書 <input type="checkbox"/></p> <p>(2) 医師診断書 <input type="checkbox"/></p> <p>(3) その他 <input type="checkbox"/></p> <p>( )</p> <p>* 事例類型「III 医師の判断」については、福祉用具の必要性について医師の医学的所見による判断の記載が必要となります。</p>		

**\* 注意事項 \***

「必要となる事例類型」は、〔別紙〕を参考に I～III のうちいずれかに○をつけてください。

「添付書類」は、1 は必須、2 は(1)～(3)いずれかを添付してください。

〔別紙〕

福祉用具が必要となる主な事例内容

事例類型	必要となる福祉用具	事例内容（概略）
I 状態の変化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特殊寝台</li> <li>・ 床ずれ防止用具、体位変換器</li> <li>・ 移動用リフト</li> </ul>	<p>パーキンソン病で、内服加療中に急激な症状・症候の軽快・増悪を起こす現象（ON・OFF現象）が頻繁におき、日によって、告示で定める福祉用具が必要な状態となる。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特殊寝台</li> <li>・ 床ずれ防止用具、体位変換器</li> <li>・ 移動用リフト</li> </ul>	<p>重度の関節リウマチで、関節のこわばりが朝方に強くなり、時間帯によって、告示で定める福祉用具が必要な状態となる。</p>
II 急性増悪	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特殊寝台</li> <li>・ 床ずれ防止用具、体位変換器</li> <li>・ 移動用リフト</li> </ul>	<p>末期がんで、認定調査時は何とか自立していても、急激に状態が悪化し、短期間で告示で定める福祉用具が必要な状態となる。</p>
III 医師の判断	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特殊寝台</li> </ul>	<p>重度の喘息発作で、特殊寝台の利用により、一定の角度に上体を起こすことで、呼吸不全の危険性を回避する必要がある。特殊寝台の必要性を医師からも示されている。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特殊寝台</li> </ul>	<p>重度の心疾患で、特殊寝台の利用により、急激な動きをとらないようにし、心不全発作の危険性を回避する必要がある。特殊寝台の必要性を医師からも示されている。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特殊寝台</li> </ul>	<p>重度の逆流性食道炎（嚥下障害）で、特殊寝台の利用により、一定の角度に上体を起こすことで、誤嚥性肺炎の危険性を回避する必要がある。特殊寝台の必要性を医師からも示されている。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 床ずれ防止用具、体位変換器</li> </ul>	<p>脊髄損傷による下半身麻痺で、床ずれ発生リスクが高く、床ずれ防止用具の利用により、床ずれの危険性を回避する必要がある。床ずれ防止用具の必要性を医師からも示されている。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 移動用リフト</li> </ul>	<p>人工股関節の術後で、移動用リフトにより、立ち座りの際の脱臼の危険性を回避する必要がある。移動用リフトの必要性を医師からも示されている。</p>